

## (IC3) 技術賞の選考に関する規則

平成18年4月21日	一部改正
平成18年9月15日	〃
平成19年9月7日	〃
平成20年9月5日	〃
平成21年9月11日	〃
平成22年9月17日	〃
平成23年11月18日	〃

### (選考対象)

第1条 選考対象は、授賞年度の前の年の1月1日以降2年の間に実施された土木事業について、原則として次の業績に区分して、それぞれ選考する。

- (1) 具体的なプロジェクトに関連して、土木技術の発展に顕著な貢献をなし、社会の発展に寄与したと認められる計画、設計、施工または維持管理等の画期的な個別技術（情報技術、マネジメント技術を含む）。
- (2) 土木技術の発展に顕著な貢献をなし、社会の発展に寄与したと認められる画期的なプロジェクト。

### (応募)

第2条 応募は推薦とし、受賞候補は推薦されたものの中から選考する。

### (推薦者)

第3条 推薦者は、正会員（個人、法人）、特別会員および土木事業に関連する学・協会とし、自薦も認める。

### (推薦書)

第4条 推薦者は所定の様式による推薦書一部および参考資料必要部数を表彰委員会に提出しなければならない。推薦書には候補となる事業の名称、受賞の対象となる業績、受賞主体、推薦理由、その他必要な事項を記載しなければならない。

### (主査)

第5条 技術賞主査は、推薦書の整備を行うため、推薦者に説明を求めることができる。また、明らかに表彰規程および募集要項に適合しないと認められたものは除外することができる。

### (予選)

第6条 候補が多数の場合には予選を行うことができる。予選の方法は主査が定めるが原則として下記に従う。

- (1) 推薦書写（推薦者の氏名等を伏せるものとする）と参考資料を全委員に送付する。
- (2) 投票の方法は全候補から区分毎に主査が定める件数以内を選ぶ。
- (3) 開票は主査幹事会において行う。
- (4) 投票の結果、得票順に原則として主査が定める件数を予選通過とする。

### (推薦理由の説明)

第7条 委員会において必要に応じて予選通過候補の推薦者または推薦者が指定する代理人の出席を求めて推薦理由の説明を聞くことができる。

### (決選投票)

第8条 受賞業績の決定は、決選投票による。その方法は原則として下記に従う。

- (1) 決選投票用紙を全委員に送付する。この場合、予選を省略したときにおいては、推薦書写（推

薦者の氏名等を伏せるものとする)と参考資料を全委員に送付する。

(2) 投票は、候補のなかからふさわしいものを選ぶ。

(3) 開票ならびに決定は委員会において行う。

(規則の変更)

**第9条** この規則の変更は、理事会において行う。

附則 (平成18年4月21日 理事会議決) この変更細則は、平成18年4月21日から施行する。

附則 (平成18年9月15日 理事会議決) この変更細則は、平成18年9月15日から施行する。

附則 (平成19年9月7日 理事会議決) この変更細則は、平成19年9月7日から施行する。

附則 (平成20年9月5日 理事会議決) この変更細則は、平成20年9月5日から施行する。

附則 (平成21年9月11日 理事会議決) この変更細則は、平成21年9月11日から施行する。

附則 (平成22年9月17日 理事会議決) この変更細則は、平成22年9月17日から施行する。

附則 (平成23年11月18日 理事会議決) 細則から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。